

宮城県肝炎医療コーディネーター養成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、宮城県肝炎医療コーディネーター（以下、「コーディネーター」という。）を養成し、住民への肝炎医療に関する普及啓発、患者やその家族への情報提供などの支援に活用することにより、肝硬変や肝がんへの移行を予防するなど、宮城県（以下「県」という。）の肝炎対策を推進するため、宮城県肝炎医療コーディネーター養成事業について必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は県とする。ただし、県は、「肝疾患診療体制の整備について（平成19年4月19日付け健発第0419001号厚生労働省健康局長通知）」に基づき、厚生労働省と協議の上、知事の指定する医療機関（以下、「肝疾患診療連携拠点病院」という。）等に事業の一部又は全部を委託することができるものとする。

(コーディネーターの役割)

第3条 コーディネーターは、次の各号に定める役割を担うものとする。

- (1) 県民に対して、肝炎に関する正しい知識や情報等を提供し、肝炎の社会的な理解の浸透を図る。
 - (2) 肝炎ウイルス検査の受検の勧奨及び促進により、肝炎の早期発見を図る。
 - (3) 肝炎ウイルス検査で陽性と判明した者に、肝疾患に関する専門医療機関等での精密検査の受検の勧奨、肝炎に対する適切な指導や助言等を行うことにより、早期治療に繋げ、肝炎患者等の重症化予防を図る。
 - (4) 肝炎患者等を支援する制度や窓口の案内を行うことにより、肝炎患者の継続的な受療、行政機関や医療機関による円滑なフォローアップの促進を図る。
 - (5) 県の肝炎対策のために必要な事項の推進を図る。
- 2 コーディネーターは、前項に規定する役割を果たすため、相互に連携し、補完し合うものとする。

(対象者及び配置)

第4条 県がコーディネーターとして養成する者は、医療関係者、健康管理者、自治体肝炎対策担当者、肝炎患者及びその家族等、肝炎の予防及び肝炎患者の支援に意欲を有する者とする。

- 2 コーディネーターは、肝疾患診療連携拠点病院、肝疾患に関する専門医療機関等の医療機関及び検診機関、保健所及び市町村の肝炎対策担当部署、薬局、障害福祉サービス及び介護サービスの事業所、民間の企業や団体、医療保険者、肝炎患者の団体等（以下、「配置機関」という。）に配置するものとする。
- 3 県は、配置機関の協力を得て、第6条の規定によるコーディネーターの養成等を行うものとする。

(活動内容)

第5条 コーディネーターは、次の各号に掲げる配置機関及び内容に基づき活動するものとする。

- (1) 肝疾患診療連携拠点病院，専門医療機関その他の医療機関及び検診機関
 - イ 肝炎の検査や治療に関する情報提供及び相談助言
 - ロ 肝炎患者等を支援するための制度や窓口の案内
 - ハ 肝臓病教室等への参加
 - ニ イからハまでのほか，第3条第1項に規定する役割を果たすために必要な活動
- (2) 保健所又は市町村の肝炎対策担当部署
 - イ 肝炎対策に関する情報提供及び普及啓発
 - ロ 肝炎患者等を支援するための制度や窓口の案内
 - ハ 肝炎ウイルス検査の受検勧奨及び肝炎患者等への受診勧奨
 - ニ イからハまでのほか，第3条第1項に規定する役割を果たすために必要な活動
- (3) 民間企業，医療保険者等の職域機関
 - イ 事業主，人事管理部門，従業員の普及啓発
 - ロ 職域の健康診断等における肝炎ウイルス検査の受検案内
 - ハ 肝炎患者等が治療を受けながら仕事を続けるための職場環境の整備
 - ニ イからハまでのほか，第3条第1項に規定する役割を果たすために必要な活動
- (4) 前号までの機関以外の機関
 - イ 肝炎ウイルス検査の受検や肝炎患者等への理解の促進のための住民等に対する普及啓発
 - ロ イのほか，第3条第1項に規定する役割を果たすために必要な活動

(養成及び認定)

第6条 知事は、県又は肝疾患診療連携拠点病院が単独又は関係機関との共同により実施する養成研修を受講し、習熟度に関するテストに合格した者をコーディネーターとして認定するものとする。

- 2 前項に規定する養成研修の内容は、次の各号に掲げる事項を基本とする。
 - (1) 肝炎医療コーディネーターに期待される役割，心構え
 - (2) 肝疾患の基本的な知識
 - (3) 県の肝炎対策
 - (4) 地域の肝疾患診療連携体制
 - (5) その他，知事が必要と認める事項
- 3 第1項の規定による認定の期間は，3年間とする。
- 4 知事は，第1項の規定によるコーディネーターの認定を行ったときは，認定証（様式第1号及び様式第2号）を交付する。

(認定の更新)

第7条 前条第1項の規定による認定は，更新することができる。

- 2 更新に当たっては，第10条第1項に規定する研修会を受講することを要件とする。
- 3 前項の要件を満たした場合には，第6条第3項に規定する認定の期間を，更に3年間延長す

るものとする。

(認定の取消し)

第8条 知事は、コーディネーターが次のいずれかに該当すると認めるときは、第6条第1項の規定による認定を取り消す。この場合において、認定を取り消された者は、知事に認定証を返納等しなければならない。

- (1) コーディネーターとして不適切な行為を行ったとき
- (2) 疾病その他の理由によりコーディネーターとして活動することが困難になったとき
- (3) 本人から認定取消の申し出があったとき

(活動状況の報告)

第9条 県は、コーディネーターに対し、その活動状況の報告を求めることができるものとする。

(フォローアップ研修)

第10条 県は、フォローアップ研修を開催することによって、肝炎対策に係る情報提供及びコーディネーター間の情報交換等を実施し、コーディネーターの継続的な技能の向上と相互の連携の強化を図る。

- 2 コーディネーターは、第6条第3項の規定による認定の期間の満了前2年の間に受講することができるものとする。
- 3 第1項に規定するフォローアップ研修の内容は、第6条第2項及びコーディネーターからの要望を考慮し、実施するものとする。

(活動の周知)

第11条 県は、コーディネーターの活動内容や、配置されている機関のリストを、県や拠点病院のホームページ等を活用することによって周知を図るものとする。

(守秘義務)

第12条 コーディネーターは、正当な理由なく、その活動を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。なお、第6条第3項の規定による認定の期間の満了後及び第8条の規定により認定を取り消された後も同様とする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、コーディネーターについて必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年9月28日から施行する。